

令和4年度

工事監査結果報告書

令和5年3月

豊島区監査委員

豊島区監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、
令和4年度工事監査の結果を別添のとおり公表する。

令和5年3月29日

豊島区監査委員	永	田	謙	介
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	根	岸	光	洋

目 次

ページ

第 1	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査の対象	1
3	監査の観点	2
4	監査の実施期間	2
5	監査の方法	2
6	監査結果の基準	2
第 2	監査の結果	4
1	池袋第一小学校改築工事	4
2	長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事	8
3	南池袋小学校校庭改修工事	10
4	池袋駅北口前公衆便所改修工事	12
第 3	監査結果に対する改善等措置の報告	14
資料編	(工事別概要)	15
I	池袋第一小学校改築工事	15
II	長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事	21
III	南池袋小学校校庭改修工事	27
IV	池袋駅北口前公衆便所改修工事	29

第 1 監査の概要

1 監査の目的

区の事務事業の執行に係る工事について、対象工事の設計委託から施工まで財務上及び技術上の執行手続が適正に行われているかを主眼に、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき監査を実施した。

2 監査の対象

令和 3 年度に施工した建築工事のうちから、次の (1) 及び (2) の工事を対象として、工事施工後の監査を実施した。なお、令和 3 年度工事監査に引き続いての監査である。

また、令和 3 年度に施工した土木工事のうちから、次の (3) 及び (4) の工事を対象として監査を実施した。

なお、監査対象工事の概要は、「資料編（工事別概要）」のとおりである。

(1) 池袋第一小学校改築工事

施工場所：豊島区上池袋四丁目 28 番 1 号他

対象部課：総務部 施設整備課

教育委員会事務局 教育部 学校施設課

教育委員会事務局 教育部 放課後対策課

(2) 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事

施工場所：豊島区长崎三丁目 6 番 24 号

対象部課：総務部 施設整備課

保健福祉部 長崎健康相談所

子ども家庭部 子育て支援課（現在 児童相談課※）

総務部 防災危機管理課

(3) 南池袋小学校校庭改修工事

施工場所：豊島区南池袋三丁目 18 番 12 号

対象部課：都市整備部 道路整備課

教育委員会事務局 教育部 学校施設課

(4) 池袋駅北口前公衆便所等改修工事

施工場所：豊島区西池袋一丁目 1 番 40 号

対象部課：都市整備部 公園緑地課

※ 令和 5 年 2 月より組織名称変更

3 監査の観点

監査にあたっては、当該工事に係る契約、支出事務等の執行状況及び工事の施工状況について、設計、積算、契約、施工等の技術面等から当該工事が適正に行われているかを主な観点とし、併せて経済性、効率性、安全性の観点に留意して書類審査及び現地調査を実施した。

4 監査の実施期間

事務監査：令和4年 11月7日、8日

工事技術調査：令和4年 11月14日

監査委員監査：令和4年 12月19日、21日

5 監査の方法

事務監査は、所管課から提示を受けた契約及び支出関係書類、設計及び工事に係る関係書類等の内容について確認し、関係職員から説明を聴取することにより実施した。

監査委員による監査は、事前に提出された資料に基づき、各所管部課長から工事の概要説明を受け、現場実査のうえ質疑応答を行うことにより実施した。

なお、「長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事」に対する技術調査を令和3年度に引き続いて公益社団法人日本技術士会に委託し、技術士による専門技術的な立場からの所見をまとめた工事技術調査報告書を受け、監査の参考とした。

6 監査結果の基準

地方自治法第199条第9項の規定による監査の結果及び地方自治法第199条第10項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」（平成29年1月16日豊島区監査委員協議会決定）に基づき述べる。

[監査結果における指摘事項等の基準]

1 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3 意見・要望

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

第2 監査の結果

1 池袋第一小学校改築工事



【池袋第一小学校（外観）校庭側】

【1】工事の経緯

豊島区の小・中学校は、昭和30年代から40年代にかけ整備された施設が過半を占めており、老朽化対策が喫緊の課題であり、防災機能の強化、環境負荷の軽減、教育活動の多様化、情報化への対応を含めた計画的かつ効率的な学校改築が不可欠となっている。

区は平成20年に「豊島区立小・中学校改築計画」を策定し、平成26年3月に同計画を改定した際に、千川中学校とともに池袋第一小学校を建替え対象校に位置付けた。

改築にあたり地域住民やPTA等により組織された「池袋第一小学校の建替え等を考える会」から、「池袋第一小学校建替えに関する提言書」（平成29年6月）が提出された。この提言に基づき、区は平成29年9月に「豊島区立池袋第一小学校改築基本構想・基本計画」を策定し、「森の中の学校」をコンセプトに、最新の学習環境をはじめ、自然と触れ合える環境や防災設備を充実させ、地域のシンボルとなる学校を目指し整備を進めてきた。

平成30年度より設計を開始、令和2年度に着工し、令和4年8月に新校舎が竣工した。2学期より授業を開始している。

【2】指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

【3】意見・要望

（1）コンセプトの具現化及び継承について

改築や大規模修繕は、地域と一体となって、特色ある学校づくりを進めるための好機といえる。本工事に際し、「森の中の学校」という誰もが理解できる明確なコンセプトが掲げられたことは、今後の学校改築において、設計や地域との調整に際して有効と考える。

設計及び施工に関しては、コンセプトを具現化することが肝要であるが、実地監査で確認したところ、外観はもとより内部においても各交流都市の木材を使用するなど、SDGsにも寄与する、コンセプトに添ったきめ細かい配慮がなされていた。

SDGs未来都市のシンボルとすべく、教職員、児童、保護者、地域が一体となり長くコンセプトが継承されるよう期待する。

(学校施設課、施設整備課)



【池袋第一小学校（1階）木製壁・天井】



【普通教室】

（2）児童の安全性の確保について

建物3階及び4階のテラスは、ビオトープの設置や植栽により校内にいながら環境学習が行なえるよう整備されている。

しかしながら盛土やビオトープの枠が柵の近くまであるため、盛土の上に立つとテラスの柵の一部が本来必要とされる柵の高さより相対的に低くなっている。転落事故を防止するため、すみやかに適切な安全対策を講じられたい。



【池袋第一小学校（3階）テラスの柵】



【子どもスキップの出入り口付近】

また、子どもスキップのコアスペースと廊下の間仕切りに素通しの1枚ガラスが設置されている。ガラスを使用することで、室内の様子を容易に確認できる利点がある一方、ガラスに児童が衝突した場合には大きな事故や怪我につながりかねない。衝突回避や飛散防止などの安全対策を検討されたい。

(施設整備課、学校施設課、放課後対策課)

(3) 施工管理における記録について

施工者から提出された工事記録に、写真等の品質管理記録が不足しているケースが見受けられた。現地調査や補足資料により不足分を確認しているが、請負契約の履行の点からも施工時に適切に記録を残すよう徹底されたい。

(施設整備課)

(4) 多目的トイレの設置について

トイレの設置にあたっては、各階に多目的トイレを整備している。

各階への多目的トイレの設置は、障害のある児童はもとより、男女別トイレを利用することや教室で着替えることに困難を抱える児童に対する配慮としても有用である。学校における多様性に対する取組が一層推進することを期待したい。

(施設整備課、学校施設課)

(5) 児童を第一に考えた工夫について

区内初となる5階建ての校舎は、限られた敷地を有効に活用するものであり、設備や内装においても実用的な工夫が感じられる。

例えば、5階のプールにおいては床底を上昇させて他の用途へ転用することで通年使用が可能であり、26人乗りのエレベーターを2基設置して高層校舎でも児童が迅速に移動することを可能としている。また、2階から4階の教室前には多目的スペースが設けられ、ホワイトボードやピクチャーレールの設置とともに、画びょうを使用できる材質の壁面が随所に設けられている。教室内についてはランドセルと他の荷物を入れるロッカーを設置するなど収納も充実している。

児童を主体に考えた機能的な設計となっており、今後の学校改修等においても同様に検討されたい。

(施設整備課、学校施設課)



【池袋第一小学校（屋上階）プールに敷いた人工芝】



【普通教室のロッカー】

（6）地域の防災拠点としての学校整備について

区立小・中学校は地域の防災拠点として重要な役割を担っており、防災機能について事前に十分検討し、施工に反映されていたものと評価する。

校舎1階の多目的トイレについてストレッチャーが入る仕様としている点や、先に述べた可動式プールについて常に水を貯留しておくことが可能としている点などは、有事を踏まえた先進的な取組みといえる。

また、隣接した「ひばりがや広場」を学校敷地内へ取り込み整備しており、防災広場としての機能のほか、平時は地域住民と児童の交流の場としても期待される。

今後とも学校改築にあたっては、地域の防災拠点としての重要性を念頭に整備を進められたい。

（施設整備課、学校施設課）

2 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事



【 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設（前面入口側） 】

【1】工事の経緯

長崎健康相談所は竣工から 40 年以上が経過して老朽化が著しいため、当初は大規模改修の計画であったが、平成 28 年の児童福祉法の改正により特別区で設置が可能となった児童相談所を併設した複合施設として改築する計画へ変更した。両施設間の連携を図ることで、地域における健康づくりの推進、子育て・児童福祉の拠点施設を目指している。

平成 29 年度に設計を開始し、令和 2 年度に着工、社会経済環境の変動により材料の価格変動が生じる中でインフレ調整に基づく変更があったものの、当初の契約価格と工程において令和 4 年 10 月に工事を完了させた。

竣工から開設準備を経て、長崎健康相談所は令和 5 年 1 月 30 日から、児童相談所は 2 月 1 日から開設された。

【2】指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

【3】意見・要望

（1）近隣への配慮について

本施設は、戸建て住宅が多く存在する住宅地に立地しており、周辺住宅とも隣接している。他区の児童相談所とは異なる周辺環境にあり、近隣への配慮として、屋上排気口等に防音壁を設置し、里山をイメージした緑のある外観等となっている。施工中においても近隣との調整に努め、理解が得られるよう対応を積み重ねた結果といえる。

施設の開設後においても、新たな子ども・子育ての相談拠点として地域の理解と協力が得られるよう、良好な関係構築に努められたい。

（長崎健康相談所、児童相談課）



【施設（屋上）の防音壁】

（2）子どもと家庭の相談拠点の安全対策について

児童相談所は、子どもと家庭の相談、指導・措置等を担う専門機関として万全の安全対策が必要となる。

この点、来訪者に応じた動線を区分したうえで、監視カメラや人の出入りに関わるエレベーターや階段扉等の制御管理システムを導入するなど必要な対策が講じられていた。

施設に係わる全ての職員、関係者が、設備の機能について熟知し適切に対応できるように徹底されたい。

（児童相談課、長崎健康相談所、防災危機管理課）

（3）避難経路等の安全性について

建物外構に作られた花壇は、縁の処理がされていない鋭利な薄いステンレス製の板によって囲われていた。避難経路でもあることから通行の際に危険性のないよう対処されたい。



（施設整備課、長崎健康相談所、児童相談課）

3 南池袋小学校校庭改修工事



【 南池袋小学校 校庭 】

【1】工事の経緯

平成 29 年度に改定した「豊島区小・中学校の標準的な運動場整備方針」を踏まえ、令和 3 年度に校庭改修工事を実施した。改修工事では天然芝から熱交換塗料を施した全天候型舗装に変更するとともに、遊具や運動器具等の更新を行った。

【2】指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

【3】意見・要望

（1）校庭舗装の維持・保全について

校庭に使用した舗装材は、弾力性のあるゴムチップ素材であることから耐用年数は概ね 10 年とされているものの、突起物や車両等の重量のあるものに対して脆い部分もあり、使用状況によっては早期に破損することも考えられる。

校庭が良好な状態のまま維持されるように、使用者に対して十分な説明と注意喚起を行うよう努められたい。また、学校関係者以外に校庭開放利用などにおける周知方法についても検討されたい。

（学校施設課、道路整備課）

(2) 芝生の移植について

改修工事の際に除去した芝について、廃棄処分せず区立公園へ移植する取組がなされた。緑の保全、資源の再利用の観点でSDGsの推進に寄与する取組といえる。改修工事の際には、極力廃棄による環境負荷を抑制するよう同様の視点をもって対応されたい。

(道路整備課、公園緑地課)



【区立南長崎はらっぱ公園への移植作業の様子】

4 池袋駅北口前公衆便所等改修工事



【池袋駅北口前公衆便所（ウイトピア）】

【1】工事の経緯

池袋駅北口前公衆便所は、駅東口と北口を地下でつなぐウイロード（雑司が谷隧道）の北口側通路上部の人工地盤に設置されている。この施設は平成7年の開設から25年が経過して老朽化が進んでおり、「暗い・怖い・汚い」といった声が上がっていた。

平成30年度にウイロードは描画による改修工事を実施しており、そのウイロードからの繋がりを重視して、壁面描画と一体的な装飾を施すことにより、誰もが使いやすい明るくきれいなトイレを目指し改修を実施した。なお、本工事は豊島区制施行90周年まちづくり記念事業と位置付けられている。



上【改修前】 右【改修後ウイロード北口側】

【2】指摘・指導事項

特に指摘・指導する事項は認められなかった。

【3】意見・要望

（1）美装化の維持について

今回の工事は、通常のトイレ設備改修にとどまらず、ウイロードと一体的に芸術的要素を取り入れた美装化を行ったことにより、公衆トイレに対する負のイメージを刷新したと言える。

今後、多数の来街者が利用することも踏まえ、利用実態に合わせて適切な清掃や点検等に努め、衛生面はもとより、壁画等の美観についても良好な状態を維持されたい。

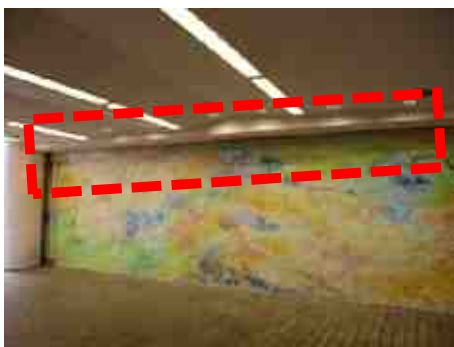
（公園緑地課）

（2）関係する工事の連携について

今回の工事対象ではないが、トイレ下のウイロード壁面と天井との間に隙間があり、トイレ部分からウイロードへ水漏れ防止のため樋が固定されていないことが見える状態であった。また、付近の通路照明が数か所点灯していないことが確認された。

本工事部分はウイロードと一体の美装化を行っていることから、関係する所管課と連携することで工事中に対応することも可能であったと考える。公園緑地課においては、ウイロードを所管する道路整備課がすみやかに必要な措置を講じるよう調整されたい。

（公園緑地課、道路整備課）



【ウイロード北口側壁面の隙間】

第3 監査結果に対する改善等措置の報告

監査の結果について、改善等の措置を講じられた時は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員あて通知されたい。

なお、事務監査及び監査委員監査の際、各所管課の事務処理並びに施設管理に関して、口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

資料編（工事別概要）

I 池袋第一小学校改築工事

第1 工事の概要

1 工事件名

池袋第一小学校改築工事

2 施工場所

豊島区上池袋四丁目 28 番 1 号他

3 工期

令和2年7月16日から令和4年8月26日まで

4 建物概要

(1) 面積

① 敷地面積 6,216.08 m²

② 建築面積 2,795.04 m²

③ 延床面積 7,954.31 m²

(2) 構造規模

鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
地上5階

(3) 主要諸室

普通教室、特別教室、特別支援教室、学習情報センター、
多目的スペース、体育館、プール、職員室、校長室、給食室、
子どもスキップ

5 改築工事に伴う主な工事

(1) 地中障害撤去工事

(2) 冷暖房換気設備工事

(3) 給排水衛生・ガス・消火設備工事

(4) 電気設備工事

(5) 昇降機設備工事

(6) 太陽光発電設備工事

(7) 周辺敷地整備その他工事

(8) 屋上緑化パネルその他工事

(9) 解体工事

第2 契約状況

[令和4年度]

件名	契約金額(円)	契約年月日	竣工年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
屋上緑化パネルその他工事	85,195,000	令和4.4.1	令和4.11.30	株木・アクア 特定建設工事 共同企業体
		令和4.4.2~4.11.30	令和4.12.1	
周辺敷地整備その他工事	52,778,000	令和4.4.1	令和4.11.14	
		令和4.4.2~4.11.30	令和4.11.15	
計	137,973,000			

[令和3年度]

件名	契約金額(円)	契約年月日	竣工年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
太陽光発電設備工事	12,650,000	令和3.11.18	令和4.8.12	(株)愛工大興 東京本社
		令和3.11.19~4.8.12	令和4.8.17	
地中障害撤去Ⅱその他工事	2,376,000	令和4.1.13	令和4.3.31	株木・アクア 特定建設工事 共同企業体
		令和4.1.14~4.3.31	令和4.3.31	
計	15,026,000			

[令和2年度]

件名	契約金額(円)	契約年月日	竣工年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
改築工事	3,583,217,440	令和2.7.15	令和4.8.26	株木・アクア 特定建設工事 共同企業体
		令和2.7.16~4.8.26	令和4.9.1	
地中障害撤去工事	8,536,000	令和2.11.24	令和3.3.23	
		令和2.11.25~3.3.31	令和3.3.24	
冷暖房換気設備工事	546,700,000	令和2.10.23	令和4.8.12	菱和・初見 特定建設工事 共同企業体
		令和2.10.24~4.8.12	令和4.8.18	
電気設備工事	378,394,610	令和2.10.23	令和4.8.12	愛工大興・ 中央特定建設工 事共同企業体
		令和2.10.24~4.8.12	令和4.8.17	
給排水衛生・ガス・ 消火設備工事	272,800,000	令和2.10.23	令和4.8.12	菱機・ローヤル 特定建設工事共 同企業体
		令和2.10.24~4.8.12	令和4.8.18	
昇降機設備工事	105,248,000	令和2.10.29	令和4.7.20	(株)日立ビル システム
		令和2.10.30~4.8.12	令和4.7.21	

件名	契約金額 (円)	契約年月日	竣工・完了年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
改築工事に伴う 工事監理委託	81,810,300	令和2.11.9	令和4.11.30	(株)石本建築事務所 東京オフィス
		令和2.11.9～4.11.30	令和4.12.1	
解体工事に伴う 工事監理委託	6,105,000	令和2.4.1	令和2.12.4	
		令和2.4.1～2.12.18	令和2.12.7	
解体に伴う 外構解体工事	64,559,000	令和2.4.1	令和2.12.4	
		令和2.4.2～2.12.18	令和2.12.7	
計	5,047,370,350			

[令和元年度]

件名	契約金額 (円)	契約年月日	竣工年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
解体工事	180,846,600	令和2.3.17	令和2.12.4	関東建設興業(株) 東京支店
		令和2.3.18～2.12.18	令和2.12.7	
計	180,846,600			

[平成30年度]

件名	契約金額 (円)	契約年月日	完了年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
基本・実施・解体他 設計請負	130,903,720	平成30.4.2	令和2.3.31	(株)石本建築事務所 東京オフィス
		平成30.4.3～令和2.3.31	令和2.3.31	
地盤調査請負	12,096,000	平成30.10.9	平成31.1.31	千葉エンジニアリング(株) 東京支社
		平成30.10.10～31.1.31	平成31.2.7	
計	142,999,720			

[平成30年度～令和4年度]

合計 (円)	5,524,215,670
--------	---------------

〔契約変更内容〕

(1) 基本・実施・解体他設計請負

変更日：令和2年2月25日

契約金額：変更前 116,044,920円

変更後 130,903,720円 (14,858,800円増額)

履行期限：変更前 令和2年3月6日まで

変更後 令和2年3月31日まで

変更理由：計画敷地の追加、計画通知の申請時期の変更等

(2) 解体工事

変更日：令和2年10月23日

契約金額：変更前 173,800,000円

変更後 180,846,600円 (7,046,600円増額)

履行期限：変更前 令和2年10月30日まで

変更後 令和2年12月18日まで

変更理由：アスベスト含有建材の撤去・処分及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う一時休工

(3) 解体工事に伴う工事監理委託

変更日：令和2年10月23日

履行期限：変更前 令和2年10月30日まで

変更後 令和2年12月18日まで

変更理由：監理対象工事の工期延長

(4) 外構解体工事

変更日：令和2年11月30日

変更金額：変更前 54,010,000円

変更後 64,559,000円 (10,549,000円増額)

変更理由：地中障害の撤去・処分、残置物、追加撤去物の数量変更等

(5) 改築工事

変更日：令和4年7月15日

変更金額：変更前 3,534,278,440円

変更後 3,583,217,440円 (48,939,000円増額)

履行期限：変更前 令和4年8月12日まで

変更後 令和4年8月26日まで

変更理由：建築資材の納入遅れ及び公共工事設計労務単価の特例措置の適用等

(6) 工事監理委託

① 第1回契約変更

変更日：令和4年8月1日

変更金額：変更前 79,640,000円

変更後 81,810,300円 (2,170,300円増額)

履行期限：変更前 令和4年8月12日まで
 変更後 令和4年9月16日まで
 変更理由：監理対象工事の追加及び工期延長等

② 第2回契約変更

変更日：令和4年9月1日
 履行期限：変更前 令和4年9月16日まで
 変更後 令和4年11月30日まで
 変更理由：監理対象工事の工期延長

(7) 周辺敷地整備その他工事

変更日：令和4年9月1日
 変更金額：変更前 47,432,000円
 変更後 52,778,000円 (5,346,000円増額)
 履行期限：変更前 令和4年9月16日まで
 変更後 令和4年11月30日まで
 変更理由：舗装材の変更、狭あい道路セットバックや設計変更等

第3 工事費等の支払状況

件名	前金払 (円)	支払年月日	部分払 (円)	支払年月日	竣工払 (円)	支払年月日
	支出科目					
改築工事	192,000,000	令和 2.11.4	568,886,400	令和 4.2.17	2,679,002,343	令和 4.12.21
	8,000,000		23,703,600		111,625,097	
冷暖房換気設備 工事	192,000,000	令和 3.2.4	—	—	332,832,000	令和 4.8.29
	8,000,000		—		13,868,000	
電気設備工事	144,000,000	令和 2.11.26	—	—	219,258,610	令和 4.8.29
	6,000,000		—		9,136,000	
給排水 衛生・ ガス・消火設備 工事	104,740,000	令和 2.12.17	—	—	157,148,000	令和 4.8.29
	4,360,000		—		6,552,000	
昇降機設備工事	40,320,000	令和 2.12.2	—	—	60,718,080	令和 4.8.5
	1,680,000		—		2,529,920	
(支出科目)	令和2・3・4年度 (項) 教育費	一般会計 (目) 学校施設費		(款) 教育費 (節) 工事請負費		
	令和2・3・4年度 (項) 教育費	一般会計 (目) 放課後対策費		(款) 教育費 (節) 工事請負費		

件名	前金払 (円)	支払年月日	竣工・完了払 (円)	支払年月日
	支出科目			
屋上緑化パネルその他工事	—	—	85,195,000	令和5.1.24
周辺敷地整備その他工事	—	—	52,778,000	令和5.1.24
太陽光発電設備工事	5,000,000	令和3.12.15	7,650,000	令和4.8.29
地中障害撤去工事Ⅱその他工事	—	—	2,376,000	令和4.4.22
地中障害撤去工事	—	—	8,536,000	令和3.4.12
解体に伴う外構解体工事	—	—	64,559,000	令和3.1.15
解体工事	69,500,000	令和2.5.7	111,346,600	令和2.12.17
(支出科目)	平成31・令和2・3・4年度 一般会計 (款) 教育費 (項) 教育費 (目) 学校施設費 (節) 工事請負費			
改築工事に伴う工事監理委託	23,800,000	令和3.1.18	58,010,300	令和5.1.27
解体工事に伴う工事監理委託	1,800,000	令和2.8.11	4,305,000	令和2.12.24
基本・実施・解体他設計請負	34,800,000	平成30.7.20	96,103,720	令和2.4.22
地盤調査請負	3,600,000	平成30.11.6	8,496,000	平成31.2.22
(支出科目)	平成30・31・令和2・4年度 一般会計 (款) 教育費 (項) 教育費 (目) 学校施設費 (節) 委託料			
支払額 合計			5,524,215,670	

Ⅱ 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事

第1 工事の概要

1 工事件名

長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事

2 施工場所

豊島区长崎三丁目6番24号

3 工期

令和2年4月9日から令和4年10月31日まで

4 建物概要

(1) 面積

① 敷地面積 1,500.79 m²

② 建築面積 924.75 m²

③ 延床面積 3,239.34 m²

(2) 構造規模

鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階

(3) 主要諸室

- ① 長崎健康相談所 事務室、会議室、講堂、計測室、予診室、診察室、
栄養相談室、心理相談室
- ② 児童相談所 事務室、会議室、待合スペース、相談室、プレイルーム、
医務室、心理療法室、観察室、授乳室、その他
- ③ 消防団 消防団用待機室、消防団用車庫

5 改築工事に伴う主な工事

- (1) 電気設備工事
- (2) 給排水衛生設備工事
- (3) 冷暖房換気設備工事
- (4) 昇降機設備工事
- (5) 駐輪場屋根設置その他工事

第2 契約状況

[令和4年度]

件名	契約金額 (円)	契約年月日	竣工・完了年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
駐輪場屋根設置その他 工事	34,553,200	令和4.9.1	令和4.10.31	渡邊・歌特定 建設工事共同 企業体
		令和4.9.2~4.10.31	令和4.11.2	
駐輪場屋根設置その他 工事設計業務請負	1,375,000	令和4.4.4	令和4.6.28	(株)佐野建築 研究所
		令和4.4.5~4.6.30	令和4.6.29	
計	35,928,200			

[令和2年度]

件名	契約金額 (円)	契約年月日	竣工・完了年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
改築工事	1,657,590,000	令和2.4.8	令和4.10.31	渡邊・歌特定 建設工事共同 企業体
		令和2.4.9~4.10.31	令和4.11.2	
電気設備工事	291,440,820	令和2.10.23	令和4.10.28	ナンコー・唐 沢特定建設工 事共同企業体
		令和2.10.24~4.10.31	令和4.11.1	
冷暖房換気設備工事	259,600,000	令和2.10.23	令和4.10.25	経塚・新特定 建設工事共同 企業体
		令和2.10.24~4.10.31	令和4.11.1	
給排水衛生設備工事	142,978,000	令和2.8.4	令和4.10.25	信和・ローヤ ル特定建設工 事共同企業体
		令和2.8.5~4.10.31	令和4.11.1	
改築工事における 工事監理委託	33,550,000	令和2.4.15	令和4.10.31	(株)佐野建築 研究所
		令和2.4.15~4.10.31	令和4.11.8	
昇降機設備工事	27,390,000	令和2.9.10	令和4.10.27	(株)日立ビル システム
		令和2.9.11~4.10.31	令和4.11.8	
計	2,412,548,820			

[令和元年度]

件名	契約金額 (円)	契約年月日	完了年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
改築に伴う 修正設計業務請負	39,930,000	平成31.4.22	令和元.10.31	(株)佐野建築 研究所
		平成31.4.23 ~令和元.10.31	令和元.11.8	
計	39,930,000			

[平成30年度]

件名	契約金額 (円)	契約年月日	竣工・完了年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
旧長崎健康相談所 解体工事	137,037,960	平成30.9.18	令和元.7.25	株丸利根 アペックス
		平成30.9.19 ～令和元.7.31	令和元.7.25	
解体工事における 工事監理委託	3,294,000	平成30.10.3	令和元.7.25	株佐野建築 研究所
		平成30.10.3 ～令和元.8.14	令和元.7.26	
計	140,331,960			

[平成29年度]

件名	契約金額 (円)	契約年月日	完了年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
基本・実施・解体 設計業務請負	94,235,400	平成29.8.17	平成31.1.11	株佐野建築 研究所
		平成29.8.18 ～31.1.11	平成31.1.18	
計	94,235,400			

[平成29年度～令和4年度]

合計 (円)	2,722,974,380
--------	---------------

[契約変更内容]

(1) 基本・実施・解体設計業務請負

変更日：平成30年12月12日

契約金額：変更前 95,040,000円

変更後 94,235,400円 (804,600円減額)

変更理由：計画変更に伴う、設計業務の一部取り止め

(2) 旧長崎健康相談所解体工事

変更日：令和元年7月2日

契約金額：変更前 135,864,000円

変更後 137,037,960円 (1,173,960円増額)

変更理由：設計数量及び仕様の追加・変更等、管理対策工事

(3) 改築工事

変更日：令和4年7月15日

契約金額：変更前 1,639,000,000円

変更後 1,657,590,000円 (18,590,000円増額)

変更理由：公共工事設計労務単価の特例措置の適用

第3 工事費等の支払状況

件名	前金払 (円)	支払年月日	部分払 (円)	支払年月日	竣工払 (円)	支払年月日
	支出科目					
改築工事	3,200,000	令和 2.5.18	3,100,000	令和 3.3.29	16,445,068	令和 4.11.29
	69,000,000		66,780,000		354,668,629	
	127,800,000		123,680,000		656,916,303	
	—	—	3,776,000	令和 4.3.23	—	—
		81,420,000				
		150,804,000				
電気設備工事	1,860,000	令和 2.11.20	—	—	2,803,020	令和 4.11.24
	40,190,000				60,357,200	
	74,450,000				111,780,600	
冷暖房換気 設備工事	1,660,000	令和 2.12.14	—	—	2,493,600	令和 4.11.16
	35,810,000				53,752,000	
	66,330,000				99,554,400	
給排水衛生 設備工事	910,000	令和 2.9.10	—	—	1,377,648	令和 4.11.16
	19,700,000				29,627,410	
	36,490,000				54,872,942	
昇降機設備 工事	170,000	令和 2.10.2	—	—	268,240	令和 4.11.24
	3,760,000				5,689,550	
	6,970,000				10,532,210	
駐輪場屋根設 置その他工事	—	—	—	—	486,424	令和 4.11.24
					11,945,195	
					22,121,581	
(支出科目)	令和2・3・4年度 (項) 総務管理費		一般会計 (目) 防災危機管理費		(款) 総務費 (節) 工事請負費	
	令和2・3・4年度 (項) 衛生費		一般会計 (目) 長崎健康相談所費		(款) 衛生費 (節) 工事請負費	
	令和2・3・4年度 (項) 子ども家庭費		一般会計 (目) 子育て支援費		(款) 子ども家庭費 (節) 工事請負費	

件名	前金払 (円)	支払年月日	竣工・完了払 (円)	支払年月日
	支出科目			
改築工事における 工事監理委託	160,000	令和2.5.28	376,760	令和4.11.24
	3,450,000		8,124,812	
	6,390,000		15,048,428	
駐輪場屋根設置その他工事 設計業務請負	—	—	21,960	令和4.7.14
	—		474,411	
	—		878,629	
(支出科目)	令和2・3・4年度 (項) 総務管理費	一般会計 (目) 防災危機管理費	(款) 総務費 (節) 委託料	
	令和2・3・4年度 (項) 衛生費	一般会計 (目) 長崎健康相談所費	(款) 衛生費 (節) 委託料	
	令和2・3・4年度 (項) 子ども家庭費	一般会計 (目) 子育て支援費	(款) 子ども家庭費 (節) 委託料	
改築に伴う 修正設計業務請負	5,950,000	令和元.6.14	14,015,000	令和元.11.21
	5,950,000		14,015,000	
解体工事における 工事監理委託	450,000	平成30.11.9	1,197,000	令和元.9.2
	450,000		1,197,000	
(支出科目)	平成30・31年度 (項) 衛生費	一般会計 (目) 長崎健康相談所費	(款) 衛生費 (節) 委託料	
	平成30・31年度 (項) 子ども家庭費	一般会計 (目) 子育て支援費	(款) 子ども家庭費 (節) 委託料	
旧長崎健康相談所 解体工事	27,150,000	平成30.10.15	41,368,980	令和元.8.22
	27,150,000		41,368,980	
(支出科目)	平成30・31年度 (項) 衛生費	一般会計 (目) 長崎健康相談所費	(款) 衛生費 (節) 工事請負費	
	平成30・31年度 (項) 子ども家庭費	一般会計 (目) 子育て支援費	(款) 子ども家庭費 (節) 工事請負費	

件 名	前金払 (円)	支払年月日	完了払 (円)	支払年月日
	支出科目			
基本・実施・解体設計 業務請負	28,500,000	平成29.10.10	—	—
	—	—	32,867,700	平成31.3.7
	—	—	32,867,700	
(支 出 科 目)	平成29年度 (項) 区民施設費	一 般 会 計 (目) 区民施設建設費	(款) 総務費 (節) 委託料	
	平成30年度 (項) 衛生費	一 般 会 計 (目) 長崎健康相談所費	(款) 衛生費 (節) 委託料	
	平成30年度 (項) 子ども家庭費	一 般 会 計 (目) 子育て支援費	(款) 子ども家庭費 (節) 委託料	
	支払額 合計		2,722,974,380	

Ⅲ 南池袋小学校校庭改修工事

第1 工事の概要

1 工事件名

工事第4号 南池袋小学校校庭改修工事

2 施工場所

豊島区南池袋三丁目18番12号

3 工期

令和3年4月2日から令和3年12月10日まで

4 工事内容

舗装工事、遊具・運動施設更新、ライン工事、給排水設備、側溝工事、植栽

第2 契約状況

[令和3年度]

件名	契約金額(円)	契約年月日	竣工年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
工事4号 南池袋小学校校庭改修工事	119,084,900	令和3.4.1	令和3.12.10	㈱スポーツ建設
		令和3.4.2~3.12.10	令和3.12.17	
計	119,084,900			

[令和2年度]

件名	契約金額(円)	契約年月日	完了年月日	請負業者名
		工期	検査年月日	
南池袋小学校校庭改修工事設計業務請負	5,857,500	令和2.6.18	令和3.1.29	㈱緑景 東京事務所
		令和2.6.18~3.1.29	令和3.2.8	
計	5,857,500			

[令和2年度~令和3年度]

合計(円)	124,942,400
-------	-------------

〔契約変更内容〕

(1) 工事4号 南池袋小学校校庭改修工事

変更日：令和3年11月26日

契約金額：変更前 114,082,375円

変更後 119,084,900円 (5,002,525円増額)

変更理由：舗装構造の変更、地中障害物撤去処分の追加等

第3 工事費等の支払状況

件名	前金払 (円)	支払年月日	竣工・完了払 (円)	支払年月日
	支出科目			
工事4号 南池袋小学校校庭改修工事	45,600,000	令和3.4.27	73,484,900	令和4.2.1
(支出科目)	令和3年度 (項) 教育費	一般会計 (目) 学校施設費	(款) 教育費 (節) 工事請負費	
南池袋小学校校庭改修工事 設計業務請負	—	—	5,857,500	令和3.4.8
(支出科目)	令和2年度 (項) 教育費	一般会計 (目) 学校施設費	(款) 教育費 (節) 委託料	
		支払額 合計		124,942,400

IV 池袋駅北口前公衆便所等改修工事

第1 工事の概要

1 工事件名

工事第21号 池袋駅北口前公衆便所等改修工事

2 施工場所

豊島区西池袋一丁目1番40号

3 工期

令和3年11月12日から令和4年11月11日まで

4 工事内容

擁壁塗装、手摺塗装、外壁内装工事、和便器の洋式化、小便器更新、内装額縁設置工事、植栽更新工事、トップライト工事、屋上部造形工事

第2 契約状況

[令和3年度]

件名	契約金額(円)	契約年月日	竣工・完了日	請負業者名
		工期	検査年月日	
池袋駅北口前公衆便所等改修設計請負	3,190,000	令和3.6.17	令和3.8.31	一般社団法人 豊島区建築設計事務所協会
		令和3.6.18~3.8.31	令和3.9.7	
池袋駅北口前公衆便所等改修工事	99,136,400	令和3.11.11	令和4.11.11	(株)富士健
		令和3.11.12~4.11.11	令和4.11.18	
池袋駅北口前公衆便所等美化委託	12,955,800	令和3.11.1	令和4.11.11	植田志保
		令和3.11.2~4.11.11	令和4.11.18	
池袋駅北口前公衆便所等改修工事 工事監理委託	1,870,000	令和3.11.11	令和4.11.11	一般社団法人 豊島区建築設計事務所協会
		令和3.11.12~4.11.11	令和4.11.18	
計	117,152,200			

〔契約変更内容〕

(1) 工事21号 池袋駅北口前公衆便所等改修工事

① 第1回契約変更

変更日：令和4年3月23日

履行期限：変更前 令和4年3月31日まで

変更後 令和4年6月30日まで

契約金額：変更前 73,430,500円

変更後 76,177,200円 (2,746,700円増額)

変更理由：美装化作業と外壁工事の工期延伸、それに伴う交通誘導員経費追加等

② 第2回契約変更

変更日：令和4年6月23日

履行期限：変更前 令和4年6月30日まで

変更後 令和4年9月30日まで

契約金額：変更前 76,177,200円

変更後 84,834,200円 (8,657,000円増額)

変更理由：手摺基礎部の劣化による補修工事及び新規塗装の追加等

③ 第3回契約変更

変更日：令和4年9月26日

履行期限：変更前 令和4年9月30日まで

変更後 令和4年11月11日まで

変更理由：トップライトポリカーボネイト等の追加描画に伴う工期延伸

④ 第4回契約変更

変更日：令和4年11月7日

契約金額：変更前 84,834,200円

変更後 99,136,400円 (14,302,200円増額)

変更理由：ひかりの羽根フレームの構造変更及び描画の追加等

(2) 池袋駅北口前公衆便所等美装化委託契約変更

① 第1回契約変更

変更日：令和4年3月23日

履行期限：変更前 令和4年3月31日まで

変更後 令和4年6月30日まで

変更理由：池袋駅北口前公衆便所等改修工事の工期延伸に伴う延伸

② 第2回契約変更

変更日：令和4年6月10日

履行期限：変更前 令和4年6月30日まで

変更後 令和4年9月30日まで

変更理由：池袋駅北口前公衆便所等改修工事の工期延伸に伴う延伸

③ 第3回契約変更

変更日：令和4年9月26日

履行期限：変更前 令和4年9月30日まで

変更後 令和4年11月11日まで

契約金額：変更前 9,542,500円

変更後 12,955,800円 (3,413,300円増額)

変更理由：池袋駅北口前公衆便所等改修工事の工期延伸に伴う延伸

(3) 池袋駅北口前公衆便所等改修工事 工事監理委託

① 第1回契約変更

変更日：令和4年3月23日

履行期限：変更前 令和4年3月31日まで

変更後 令和4年6月30日まで

変更理由：池袋駅北口前公衆便所等改修工事の工期延伸に伴う延伸

② 第2回契約変更

変更日：令和4年6月21日

履行期限：変更前 令和4年6月30日まで

変更後 令和4年9月30日まで

変更理由：池袋駅北口前公衆便所等改修工事の工期延伸に伴う延伸

③ 第3回契約変更

変更日：令和4年9月26日

履行期限：変更前 令和4年9月30日まで

変更後 令和4年11月11日まで

変更理由：池袋駅北口前公衆便所等改修工事の工期延伸に伴う延伸

第3 工事費等の支払状況

件名	前金払 (円)	支払年月日	部分払 (円)	支払年月日	竣工払 (円)	支払年月日
	支出科目					
池袋駅北口前公衆便所等改修工事	29,300,000	令和 4.1.14	15,200,000	令和 4.5.9	24,334,700	令和 4.12.22
	0		0		30,301,700	
(支出科目)	令和3・4年度 (項) 都市整備費	一般会計 (目) 公園緑地費	(款) 都市整備費 (節) 工事請負費			
	令和3・4年度 (項) 都市整備費	一般会計 (目) 道路整備費	(款) 都市整備費 (節) 工事請負費			
池袋駅北口前公衆便所等 美装化委託	—	—	1,908,500	令和 3.12.24	1,806,600	令和 5.1.10
			0		3,515,200	
			1,908,500	令和 4.1.19	—	—
			0			
			1,641,200	令和 4.3.3	—	—
			267,300			
0	令和 4.3.31	—	—			
1,908,500						
池袋駅北口前公衆便所等改修工事 工事監理委託	—	—	—	—	1,355,300	令和 4.12.22
					514,700	
池袋駅北口前公衆便所等改修設計請負	—	—	—	—	2,313,000	令和 3.9.29
					877,000	
(支出科目)	令和3・4年度 (項) 都市整備費	一般会計 (目) 公園緑地費	(款) 都市整備費 (節) 委託料			
	令和3・4年度 (項) 都市整備費	一般会計 (目) 道路整備費	(款) 都市整備費 (節) 委託料			
支払額 合計				117,152,200		